

# 事業計画書

(令和 5 (2023) 年 4 月 1 日から令和 6 (2024) 年 3 月 31 日まで)

はじめに

阪神北広域こども急病センターは開設から 16 年目を迎える。

新型コロナウイルスの流行が始まって 3 年が経過し、大幅に減少した当センターの受診者数も少しずつ回復しているが、いまだコロナ流行前の半数程度にとどまっている。一方で、インフルエンザが令和 4 年度において 3 年ぶりに流行し、2 月には令和元年度以来である 1 日 300 人を超える日もあった。また、2 次 3 次医療機関への後送率や電話相談件数は年間通してコロナ流行前を上回っており、小児救急医療としての役割を果たすとともに、子育て世帯の安心安全に貢献している。

新型コロナウイルスについては、令和 5 年 5 月 8 日より感染症法上の分類が現在の 2 類相当から 5 類相当に移行することが決まったことから、当センターでもインフルエンザなどの疾患と同じ対応が可能となり、発熱患者の受診は増加すると見込まれる。しかし、これまでに落ち込んだ受診者数がどこまで戻るか予測は困難であり、少子化の影響が避けられないことも考慮すると、傾向としては年々減少していくものと思われる。ただ、今後も感染症の流行時には急激に受診者数が増加することは間違いなく、これらに対応できる体制を継続維持していく必要がある。

令和 5 年度からは、新たに 5 年間の指定管理期間が始まる。新型コロナウイルスの分類変更により感染対策など診療面での負担は軽減されるが、混迷する国際情勢等に伴う物価高騰や慢性化する人手不足、加速度的に進行する少子化の影響など、センターを取り巻く環境はこれまで以上に厳しさを増している。また、令和 6 年度から始まる医師の働き方改革は少なからずセンターの運営に影響を及ぼすものと考えられる。引き続き人材の確保を最優先としつつ、経費節減にも努め、安定的な運営を目指していく。また、老朽化に伴う施設や設備の改修についても、行政と相談しながら適宜対応していく。

令和 5 年度においてもこれまでの経験を踏まえ、次の事業に取り組んでいく。

## 1. 小児科診療事業

医療者の安定確保を第一とし、感染防止に努めるなど安心して働ける環境を整え、これまでどおり充実した小児初期救急医療サービスの提供を行う。受診者数の少ない状況が続けば、診療体制を縮小するなど機動的な運営に努める。



患者見込 年間 13,014人 (令和元年度 24,718人)  
(令和3年度 10,069人)

(4) 職員数 (令和5年2月末現在)

<医師>

正規職員・・・2名(1名)

期間契約職員・・・40名(40名)

3市医師会・・・39名(40名)

<看護師>

正規職員・・・4名(4名)

期間契約職員・・・20名(20名)

<薬剤師>

期間契約職員・・・18名(18名)

<臨床検査技師>

期間契約職員・・・10名(10名)

<放射線技師>

期間契約職員・・・6名(6名)

(5) 職員研修等

医師・看護師等医療スタッフを安定的に確保するため、常勤非常勤に問わず下記に定める研修を積極的に行い、働きがいを高めるよう努める。

- ①小児救急医療等に関する各種学会への参加
- ②小児プライマリーケアに関する研修
- ③症例検討会
- ④トリアージ研修
- ⑤PALS研修
- ⑥その他外部機関が実施する医療に関する研修

(6) 医療の標準化及び質の向上のための取組

- ①電子カルテ・医療機器等の適正な更新
- ②センター内外における各種連絡会議等の定期的な開催
- ③ITを活用した医療者間、病院間及び職員間の情報交換の円滑化

(7) 利用者のニーズ把握とサービスの向上

- ①定期的な利用者アンケートを実施するとともに、センター内にご意見箱を設置し、利用者の意見・要望・苦情等を聞き、運営改善に役立てる。

- ②ホームページを活用し、迅速な情報発信を行う。
- ③待ち時間の軽減など患者サービスの充実のため、混雑状況の配信サービスを行う。

## 2. 小児救急医療電話相談事業

センターの運営時間中、小児救急患者を抱える家族へ、急病時の対処方法や、医療機関へ受診する必要があるか否かなど、救急医療に関する相談事業を実施し、病状に応じた適切な受診を促進するとともに、保護者の不安解消と医療知識の普及啓発に努める。

- ・相談受付時間    平      日            20:00～翌朝6:30  
                         土 曜 日        15:00～翌朝6:30  
                         日祝・年末年始    9:00～翌朝6:30
- ・対応者            看護師1名が対応

## 3. 小児救急に関する知識の普及事業

- (1) 小児の急病時における対処方法や事故防止等をテーマにした看護師ミニ講座等を企画開催し、不要不急の受診を減らすよう努める。
- (2) 冊子「こんなとき、どうすればいいの」を3市1町乳幼児健診で配布し、家庭での対処方法を広める。
- (3) ニュースレターの発行等による広報活動を通し、子育て世帯を対象とした季節ごとの病気に関する情報発信を行い、家庭での対処法などを紹介することにより、センターの適正な受診を促す。

## 4. 管理運営事業

公益財団法人の事務局として適正な運営を行う。法令を遵守し、各種規定の整備等を進めるとともに、働きやすい環境づくりに努める。また、建物や備品について、経年劣化に伴い修繕が必要な箇所を把握し、指定管理者として計画的に管理する。

### 事務局職員数

- 正規職員・・・3名
- 嘱託職員・・・1名